

区 分		事業実施計画	事業実施実績	目標値及び実績				都道府県等による評価の概要	備考
目 的	目 標			目標値	実績	達成度	評価		
I	農薬の適正使用等の総合的な推進	1 事業の必要性 東京都内には6,243件(令和4年3月末現在)の農薬販売者による届出があり、小売、卸売を問わず、販売者が集中している。また、都の農業生産は少量多品目栽培であることや、農地や樹木は市街地にあり、住宅地と隣接した中で農薬を散布しなければならないことから、農薬の適正使用や飛散防止は重要な課題である。 このような状況下で、農薬の適正使用や取り扱いに対する関心も高いことから、立入検査を重点的に実施している。重ねて、リーフレットの作成や講習会の開催を実施。農薬管理指導士の認定を通して、農薬の適正販売・使用を推進する。そのために、以下の事項を実施する。 (1)農薬管理指導士の養成及び資質向上のための研修会の開催 (2)農薬使用者を対象にした安全・適正使用講習会の開催 2 目標値の考え方 (1)不適切な販売の発生割合 過去3年間(平成30～令和2年度)に実施した農薬販売店の立ち入り検査では、不適正な販売実績が平均で6.3%(令和2年度3月末時点)であった。令和3年度の目標値は、過去3年間の平均値から0.3%削減した6%に設定した。 (2)不適切な使用の発生割合 都内ゴルフ場全23件について、農薬の使用計画書及び使用報告書を確認し、不適切な使用の実態把握を行っている。そのうち、立入検査は年間2件を目標とし、不適切な使用の減少を図っていく。	(1)農薬の安全使用の推進 安全使用講習会1回 (講義動画配信14日間) 販売者への立入 336件 ゴルフ場への立入 2件 (2)農薬の適切な管理及び販売の推進 農薬管理指導士研修 2回 (講義動画配信14日間＋14日間)	農薬の不適切な販売及び使用の発生割合3%	0.0%	103%	A	農薬の不適切な販売割合の目標値は6.0%に対し、実績は0%となり目標値を達成できた。令和3年度においては、不適正の内容は見受けられなかった。 農薬の不適切な使用割合の目標値は、0%に対し、実績は0%で目標を達成できた。都内ゴルフ場23件のうち2件の立入をおこなったが、どちらも適切に使用されていた。 農薬販売店及びゴルフ場への立入検査の際には、農薬販売業者等に対してパンフレットを配布し、農薬の適切な管理について指導し、農薬の適正管理に関する意識の向上に寄与した。 また、農業安全講習会・農薬管理指導士養成研修会等の実施により、農薬使用者に対する農薬の適正・安全使用の周知徹底が図られ使用者の意識は着実に向上しており、今年度の事業の目的を達成したと考えられる。	令和3年度当初予算
II	家畜衛生の推進	事業の実施方法 事業の必要性及び目標値の考え方 1 事業の必要性 近年、口蹄疫、牛海綿状脳症及び高病原性鳥インフルエンザ等重要な伝染性疫病が、継続的に発生し、畜産経営だけでなく、都民の生活にも大きな影響を与えている。家畜の生産性及び衛生管理の向上並びに生産段階における畜産物の安全性を確保するため、家畜衛生に関する各種調査、検査並びに情報収集等を行い、畜産農家に対する衛生管理技術の普及・啓発及び指導を実施し、伝染性疫病の発生割合の低減を図る。 2 目標値の考え方 家畜伝染病予防法(昭和26年法律166号)第4条第4項及び第13条第4項の規定に基づき都道府県が国に報告する監視伝染病の発生件数及び都道府県等が病性鑑定等で把握する監視伝染病以外の伝染性疫病の発生件数の和の減少率及び検査件数の増加率により家畜衛生に係る取組の充実度を次式にて算出する。 家畜衛生に係る取組の充実度の算定式＝100×(1＋A)×(1＋B) 算定式＝100×(1＋A)×(1＋B) A＝家畜の伝染性疫病の検出率注)の減少率 注)検出率＝(家畜の伝染性疫病の発生件数)÷(対象疫病の検査件数) B＝Aにおける対象疫病の検査件数の増加率 ※Aの下限を-0.99とする。 (1)現状(平成30～令和2年度の平均値) 伝染性疫病の発生件数=4.67、対象疫病の検査件数=8,349、検出率=0.00056 (2)事業実施後(令和3年度) 伝染性疫病の発生件数=4、対象疫病の検査件数=8,140、検出率= 0.00049 A=家畜の伝染性疫病の検出率の減少率 =[(現状)-[事業実施後]]/[現状] =[(0.00056-0.00049)/0.00056]=0.1250 B=Aにおける対象疫病の検査件数の増加率 =[[事業実施後]-[現状]]/[現状]={(8,140-8,349)/8,349}=-0.0250 家畜衛生に係る取組の充実度=100×(1＋A)×(1＋B) =100×(1+0.1250)×(1-0.0250)=109.7	達成度 [目標値](%)=109.7% 伝染性疫病の発生件数=9、対象疫病の検査件数=8,870、 検出率=0.00101 A=家畜の伝染性疫病の検出率の減少率 =[(現状)-[事業実施後]]/[現状] =[(0.00056-0.00101)/ 0.00056]=-0.8036 B=Aにおける対象疫病の検査件数の増加率 =[(事業実施後)-[現状]]/[現状]={(8,870-8,349)/8,349}=0.0624 家畜衛生に係る取組の充実度=100×(1＋A)×(1＋B) =100×(1-0.8036)×(1+ 0.0624)= 20.9 達成度=実績値/目標値×100=20.9/109.7×100=19.1%≒19%	家畜衛生に係る取組の充実度 109.7%	20.9%	19%	C	伝染性疫病の発生は予想より多く単発的であった。また、畜産経営体でない施設の伝染性疫病の発生件数が増加し、充実度は低くなった。発生時にはその都度適切な対応・指導を実施し、伝染性疫病がまん延する状況はなかった。各種事業の実施により都内畜産農家の衛生対策の向上が図られた。今後、も本事業を継続し、適切な飼養衛生管理を維持するよう指導する。検査の精度管理への取り組みにより検査結果の信頼性確保を図った結果、精度管理の外部評価は良好で、内部評価も適正に行われた。	令和3年度当初予算
	養殖衛生管理体制の整備	1 事業の必要性 近年、水産養殖業に魚病が多発しており、この対策に使用される水産用医薬品に関して残留性および耐性菌の観点から適正な使用が必要になっている。また、食品の安全性に対する消費者の関心の高まりもあり、医薬品だけでなく、養殖現場で使用される養魚用飼料や衛生管理にも適正な指導と監視体制の整備が不可欠である。そこで、魚病発生の把握に努め、魚病に対する防疫および医薬品の適正使用を指導することにより、都内における魚病の発生・蔓延を防止し、より安全で安定した養殖魚生産の推進を図るため、交付要綱別表1の事業メニューのうち、(1)総合推進会議の開催等、(2)養殖衛生管理指導、(3)養殖場の調査・監視、(5)疫病の発生予防・まん延防止にとり組むこととした。 2. 目標値の考え方 ・給餌養殖経営体数：都内の養殖組合等に加えし、都内に養殖池をもっている養殖業者等(24軒) ・水産用医薬品適正指導使用指導等会議の開催回数 2回(海面1回・内水面1回) ・養殖衛生指導(巡回指導等)によるもの(24軒)	事業実施内容 1.総合推進会議の開催など ・総合推進会議(web開催) ・内水面関東甲信ブロック地域合同検討会(web開催)、太平洋ブロック地域合同検討会(web開催)出席 2.養殖衛生管理指導 ・指導会議実施回数 2回 ・巡回指導(海面1軒・内水面22軒)23経営体へ実施(海面は電話による聞き取り、資料の送付) ・魚病診断時における指導等 3.養殖場の調査・監視 (1)養殖資機材使用状況調査:令和4年3月実施 (2)医薬品残留検査:海面2様体×2薬品、内水面5様体×4薬品の実施 いずれの様体も検出限界値以下であり、食品として安全であることが証明された。詳細は別記1、2 医薬品残留検査結果表に示す (3)薬剤耐性菌の発生源調査:冷水病原菌について実施。詳細は別記4薬剤感受性試験結果に示す 5.疫病の発生予防・まん延防止対策 (疾病監視対策)別紙魚病発生図のとおり (疫病発生対策)魚病診断後、投薬指導およびまん延防止対策指導等をおこなった。 なお、未知の疫病は発生しておらず、既知の疫病についても投薬によって被害を軽減し、甚大な被害は発生していない 養殖衛生管理指導を行った養殖等経営体数の割合:95.8%(23/24) ・経営体数 給餌養殖経営体数 24軒 アユ冷水病防疫対策等を行なっている内水面漁業協同組合数 3軒 ・水産用医薬品適正使用指導等会議の開催回数:2回 海面1回 関連資料の送付(新型コロナウイルス感染拡大のため) 内水面1回 令和4年3月3日実施 ・養殖衛生指導等を行った経営体数(実経営体数) うち指導会議によるもの 10軒 うち巡回指導によるもの 23軒 海面1軒 電話による飼育状況の聞き取り等(新型コロナウイルス感染拡大のため) 内水面22軒 その他 魚病診断時に投薬指導等を行ったもの 2軒(2件) 成果 指導会議、巡回指導時に水産用医薬品の適正指導を行ったほか、都内で発生する魚病についての情報の普及に取り組んだ。 また、地域で問題となっている魚病について診断等を行い、発生対策、まん延防止対策、防疫方法などについて指導をおこなった。	養殖衛生管理指導を実施した経営体数の割合 24/24(100%)	23/24(95.8%)	95%	A	指導会議、巡回指導、医薬品残留検査、薬剤感受性試験を計画的に実施し、目標を達成できた。また、魚病診断を迅速に行い、まん延防止や被害の軽減に努めた。	令和3年度当初予算

消費・安全対策交付金(食料安全保障確立対策推進交付金)の成果及び評価報告書(令和3年度・一般型食育以外)									
区 分		事業実施計画	事業実施実績	目標値及び実績				都道府県等による評価の概要	備考
目的	目 標			目標値	実績	達成度	評価		
II	病害虫の防除の推進	平成21年4月、東京都青梅市のウメで、特定重要病害虫に指定され我が国への侵入が特に警戒されているウメ輪紋ウイルス(ブラムポックスウイルス)による病気の発生が確認された。 その後、東京都内において実施された発生調査により、平成21年度には、八王子市、あきる野市、日の出町、奥多摩町にて、平成22年度には、足立区、羽村市にて、平成23年度には福生市にて、平成24年度には昭島市、小平市にて、平成26年度には東久留米市で本ウイルスの発生が確認されている。 青梅市では平成27年度から強化対策を実施、強化対策地区を指定し、感染植物の早期発見、早期伐採を行うとともに、アブラムシの有翅虫による感染拡大を防止するためアブラムシの防除を実施し、清浄性を確保しつつウメの再植栽を実施してきた。 令和3年度は、これまでの防除対策をもとに、効果的かつ効果的なアブラムシの防除時期や防除日数の検証、経路的防除の導入試験等を実施し、より地域に適したPPVの防除マニュアルを作成するため、感染植物の発生状況等を調査するとともに、再植栽された植物へのアブラムシ防除等を行った。 1 ウメ輪紋ウイルスの感染状況調査 早期に感染植物を発見するため、再植栽樹を対象として感染状況調査を行った。 対象園地数:262園地 調査対象樹数:4,626本 調査対象植物:再植栽されたウメ等 調査時期:5月、8月 2 アブラムシの防除 実施地区内に再植栽されたウメ等について、アブラムシの防除を実施した。 対象園地数:284園地 調査対象樹数:4,876本 調査対象植物:再植栽されたウメ等 実施時期:(秋季)10月、(春季)2月 3 感染植物の伐採・抜根及び焼却 調査対象樹に感染が確認された場合は、所有者の同意を得た上で廃棄を実施した。 4 その他病害虫防除に必要な事項 周辺の住民に対し、感染状況調査、アブラムシ防除の必要性を周知し協力を依頼した。 広報紙載、回覧板、チラシの配布その他 5 防除体系等における作業の現状からの向上率 4工程÷5工程×100+100=180% OPPV防除対策の作業工程口 1 ウイルスの感染状況調査(春)、2 ウイルスの感染状況調査(夏) 3 アブラムシの防除(秋)、4 アブラムシの防除(春)、5 感染樹の伐採、除去 ○検証した作業工程 1 ウイルスの感染状況調査(春) 調査適期、調査手法の検証 2 ウイルスの感染状況調査(夏) 調査適期、調査手法の検証 3 アブラムシの防除(秋) 防除薬剤(ピリフルキナゾン水和剤)及び防除時期、回数の検証 4 アブラムシの防除(春) 防除薬剤(フロニカミド顆粒水和剤)及び防除時期、回数の検証	(1)ウメ輪紋ウイルスの感染状況調査 ・調査時期:5月、8月 ・調査対象:再植栽したウメおよび農地の既存のウメ ・対象園地及び樹数:262園地 4,626本 ・感染確認園地及び樹数:7園地、13本(感染率:0.28%) (2)アブラムシの防除 ・防除実施時期:秋季(10月)、春季(2月) ・防除対象:再植栽したウメおよび農地の既存のウメ ・対象園地:284園地 ・対象樹数:4,876本(令和3年度の再植栽樹を含む) (3)感染植物の伐採・抜根及び焼却 ・園地及び樹数:7園地、13本 (4)その他の防除対策推進 ・広報活動 市広報掲載、回覧板回付、チラシ配布 (5)検証結果 ・これまでの防除対策をもとに、秋季(10月)にピリフルキナゾン水和剤、春季(2月)にフロニカミド顆粒水和剤を用いて合計2回、アブラムシ防除を実施、また従来の目標とイムノクロマトによる手法を用いて5月と8月に感染状況調査を実施して検証したところ、4,626本中13本が感染していることが判明した。 目標にイムノクロマトを加えた確認結果は、横浜植物防疫所の検定結果と等しいこと、また現行のアブラムシ防除における感染率は0.28%と極めて低いことから、今のところ、現行の防除対策及び調査手法は有効であることが示唆された。 確認した感染樹は伐採・抜根して焼却処理し、引続き本防除対策を実施して検証を続け、防除マニュアルの作成につなげる。 ただし、市の防除対策以外にも所有者が自ら消毒をしていたにも関わらず、感染樹が3本出た園場もあるため、今後も注意しながら検証を続けていく。	防除体系等における作業の現状からの向上率180%	180%	100%	A	目標を達成しており良好である。	令和3年度当初予算
	重要病害虫の特別防除等	1 重要病害虫の侵入警戒調査等の実施 (1) 目的 果樹や果菜類の重要害虫であるミバエ類やコドリंगा等が侵入した場合、早期に発見するため、輸入農産物が集積する青果市場において侵入警戒調査を実施した。 調査は、ミバエ類は都内の青果市場、コドリंगाは都内の果樹生産園場等に誘殺トラップを設置し、月1回(8月はミバエ類のみ2回)誘殺剤の交換をかねて行った。 (2) 内 容 ①調査地点 ミバエ類 :10市場(区部5市場、多摩地域5市場)、コドリंगा:2園場 ②調査対象害虫 ミバエ類 :ウリミバエ及びミカンコミバエ類、チチュウカイミバエ、コドリंगा ③調査期間 ミバエ類 :4月から11月(8ヶ月間) コドリंगा:4月から11月、3月(9ヶ月間) なお、これらについては、都と農林水産省植物防疫所との間で取り決めてきている。このため、例年同様の調査を実施した。 (3) 侵入警戒調査回数 ①ウリミバエ及びミカンコミバエ類 10地点×8ヶ月(*)=90回・・・a ②チチュウカイミバエ 10地点×8ヶ月(*)=90回・・・b (*8月は月2回調査) ③コドリंगा 2地点×9ヶ月=18回・・・c 2 苗木等検査の実施 平成21年4月、東京都青梅市のウメで、特定重要病害虫に指定され我が国への侵入が特に警戒されているウメ輪紋ウイルスによる病気の発生が確認された。 その後、東京都内において実施された発生調査により、平成21年度には、八王子市、あきる野市、日の出町、奥多摩町にて、平成22年度には、足立区、羽村市にて、平成23年度には福生市にて、平成24年度には昭島市、小平市にて、平成26年度には東久留米市で本ウイルスの発生が確認されている。 このため、令和2年度末までは緊急防除により、感染植物の発生状況等を調査、感染植物の廃棄を実施し、ウイルスのまん延防止を図ってきた。 令和3年度については、新たな苗木等検査制度の実施により、未発生地域へのウイルスの侵入防止対策を実施した。 (1)対象地域(8市2町) 旧防除区域:青梅市、八王子市、あきる野市、福生市、羽村市、昭島市、日の出町、奥多摩町 その他感染樹が確認された区市町村(2市):東久留米市、小平市 (2)検査対象植物 サクラ属(サクラ節を除く)の植物。ウメ、スモモ、モモ、アンズ、ユスラウメ等 (3)検査時期:令和3年5～8月 (4)苗木等検査の実施回数 (10市町×5園地=50回)1市×1園地=1回・・・d	重要病害虫の侵入警戒調査等の実施 (1)侵入警戒調査実施状況・地点数 (a)90回・10地点、(b)90回・10地点、(c)18回・2地点 (2)対象病害虫の発見・発生状況 (a) (b) (c) なし (3)対象病害虫の防除状況 (a) (b) (c) なし 2 苗木等検査の実施 (1)苗木等検査実施回数 (d)1回 ・申請内訳:1件(青梅市・1園地、ウメ盆栽7本) ・感染確認:なし (2)その他の防除対策推進等 ア 苗木等検査要領第13の1に基づく新規感染発生報告 1件 ・報告内訳:瑞穂町・1園場、ウメ盆栽25本のうち4本の感染を確認(全国発生状況調査による) ・対応状況:周辺地域へ侵入・まん延する可能性が極めて低いこと、感染樹の伐採により感染源がなくなったこと等から、苗木等検査の対象地域への追加なし イ 苗木等検査対象地域の巡回確認調査 ・調査地域:青梅市、福生市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、昭島市、小平市、東久留米市 ・確認対象植物:ウメ、スモモ、スモモ、アンズなどのサクラ属植物(サクラ節を除く)の苗木、母樹、盆栽類等 ・調査対象 :樹木畑、果樹園地等 ・調査園地数 :617園地 ウ 苗木等検査周知用リーフレットの作成 ・部 数 :2,000部 ・配 付 先 :検査対象市町、関係JA等	重要病害虫侵入警戒調査等の実施248回	199回	80%	A	目標を達成しており良好である。 令和4年度も、侵入警戒調査及び苗木等検査を継続して実施していく。	令和3年度当初予算
総 計・総合評価						87%	A		

消費・安全対策交付金(食料安全保障確立対策推進交付金)の成果及び評価報告書(令和3年度・特別型)

区 分		事業実施計画	事業実施実績	目標値及び実績				都道府県等による評価の概要	備考
目 的	目 標			目標値	実績	達成度	評価		
Ⅱ 伝染性 疾病 ・病害虫 の発生予 防・まん 延防止 (特別交 付型交付 金)	家畜衛生の推進	1 事業の必要性 令和2年以降、都内野生イノシシの豚熱ウイルス感染事例が確認され、豚飼養場所への豚熱ウイルス侵入リスクが高まっている。 都内野生イノシシでの豚熱対策強化及び農場への豚熱侵入防止対策を推進するにあたり、下記事業により野生イノシシの豚熱検査を促進し、都内野生イノシシにおける豚熱ウイルス浸潤状況を把握する必要がある。 2 目標値の考え方 都内野生イノシシにおけるウイルス浸潤状況を把握し、もって農場における豚熱ウイルス侵入防止対策及び農場のバイオセキュリティの向上を推進する。	1 検査数 検査促進費を活用した、豚熱検体提供者への補助金交付事業を令和3年度より開始した。当年度は猟友会2団体より補助金交付申請があり、計35頭分の補助金を交付した。検査件数の増加率は以下のとおり。 令和3年度:89頭(※) 令和2年度:30頭 増加率:89/30 × 100 = 296(%) (※)令和3年度の検査件数には、上記35頭分の検体に加え、補助金交付申請前に提供された検体、交付申請を行っていない団体から提供された検体等が含まれている。 2 検査結果(令和3年度) ○捕獲イノシシ ウイルス検査 陽性0 陰性86検査不可 3 抗体検査 陽性29 陰性56 検査不可 4 ※参考 ○死亡イノシシ(本事業対象外) ウイルス検査 陽性 1 陰性 2	豚熱のまん延防止	豚熱のまん延防止	達成	適正	令和2年度は新型コロナウイルスの影響により有害捕獲の機会が減少したことから検体提供が大きく滞ったと考えられ、令和3年度の増加率を事業の成果と断定することはできない。しかし、交付申請団体の担当者とのやり取りの中で、補助金がイノシシ捕獲及び検体提供の動機になっていることが伺え、当事業が検査件数の増加に寄与していると考えられる。 なお野生イノシシにおける豚熱ウイルスの検査により、豚熱浸潤状況の把握を行うとともに、検査結果を農場における野生イノシシ侵入防止対策の推進に活用している。	令和3年度当初予算